衆議院財務金融委員会農林水産委員会連合審査会ニュース

【第 222 回国会】令和８年 10 月 28 日（水）、第１回の連合審査会が開かれました。

１　租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案（内閣提出第１号）

・片山国務大臣（財務大臣・金融担当・消費税・支援金法案担当）、武部農林水産大臣、若林財務副大臣兼内閣府副大臣、小寺農林水産副大臣、山口財務大臣政務官兼内閣府大臣政務官、保岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）斎藤洋明君（自民）、野間健君（中道）、角田秀穂君（中道）、柏倉祐司君（維新）、村岡敏英君（国民）、長友慎治君（国民）、牧野俊一君（参政）、林拓海君（みらい）、河村たかし君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

斎藤洋明君（自民）

（１）　農林漁業者への影響
　ア　農林漁業者のうち消費税免税事業者の数・割合及び消費税率引下げによる減収見込み
　イ　免税事業者である農林漁業者の収益の悪化に対する支援の概要及び具体策を示す時期
　ウ　農林漁業者のうち消費税簡易課税事業者の数・割合及び消費税率引下げによる減収見込み
　エ　免税事業者及び簡易課税事業者である農林漁業者に対する給付の方法及び水準
　オ　給付に係る事務手続の簡素化についての現時点における政府の見解
　カ　農林漁業者のうち消費税本則課税事業者に対する資金繰り負担の軽減策
　キ　農林漁業者の経営への悪影響を生じさせない農林水産大臣の決意
（２）　消費税減税の財源確保を具体化する予算編成改革についての財務大臣の決意
（３）　消費税の制度
　ア　納税義務を判断する基準期間制度を廃止し簡易課税制度を確定申告時に選択できるようにする提案に対する政府の見解
　イ　給付付き税額控除導入時には軽減税率を廃止すべきとの意見に対する政府の見解
（４）　就業者負担軽減支援金
　ア　給付額の定め方
　イ　抜本的な改革に際して所得税の確定申告の期限を延長する提案に対する政府の見解

野間健君（中道）

（１）　農林水産大臣の選挙運動費用及び政治資金
　ア　令和６年総選挙時に撮影代が振り込まれたカメラマンの業務実態及び撮影方法等について選対と相談した事実の有無
　イ　当該カメラマンに自由に撮影させたことの確認
　ウ　選挙の度に記録用の写真や動画を撮影している事実の有無
　エ　選挙の記録用の撮影を毎回有償で行っている事実の有無
　オ　選挙運動費用収支報告書と後援会収支報告書の双方に記載されている同じ者への同日・同金額の支払いについて実際の支払い回数等
（２）　消費税の免税や簡易課税が適用される農林漁業者に対する給付
　ア　給付の仕組みと手続の概要
　イ　手続の具体化に際して就業者負担軽減支援金の事務を行う市町村の事務負担に配慮する必要性
　ウ　申請の簡素化と不正受給の防止を両立させる方法
　エ　品目ごとに生産資材の仕入れの構造が異なることを踏まえた給付額算定の在り方

（３）　消費税の本則課税が適用される農林漁業者に対する資金繰り支援
　ア　仕組みの概要
　イ　融資に関しては無利子無担保や利子補給が想定されていることの確認
　ウ　融資申込みが短期間に集中することも念頭に置いた申請者の負担軽減や審査期間の短縮の方法
（４）　飲食料品の消費税減税の価格転嫁
　ア　政府が減税分の価格転嫁を検証することにより農家のコスト増の価格転嫁が妨げられるおそれについての消費税・支援金法案担当大臣の見解
　イ　政府が減税の価格転嫁を調査し価格を下げていない店に対して勧告や摘発を行う可能性についての消費税・支援金法案担当大臣の見解

角田秀穂君（中道）

（１）　飲食料品に係る消費税率の２年後の復元
　ア　税率を２年後に１％から８％に確実に戻すことの確認
　イ　消費税率の８％から 10％への引上げの２回目の延期に際し、財務大臣が２年後の４月に確実に実施すると発言した翌年に内閣総理大臣が延期を公表したことを踏まえ、財務大臣が税率を戻すことを断言できるのかの確認
（２）　飲食料品に係る消費税減税により売上税額が減少する農林漁業者に対する支援
　ア　概要について給付を実施する時期だけでも早期に示す必要性
　イ　食料システム法に基づく合理的な価格の実現に向けた体制を充実させ買いたたきの抑止に努める必要性
　ウ　融資の形で行う場合も利子は負担させないことの確認
（３）　社会保険制度
　ア　保険料の算定方法
　　ａ　公的年金及び公的医療保険の保険料率
　　ｂ　ＯＥＣＤ加盟国において社会保険料を我が国と同様に報酬を段階的な等級に当てはめて算定する国
　　ｃ　我が国が諸外国の用いる報酬額に直接保険料率を乗じる方式を用いない理由
　イ　就業促進
　　ａ　国民年金の第三号被保険者が就業調整を行う理由の一つとされる配偶者の収入を要件とした配偶者手当への対策
　　ｂ　国民年金の第一号被保険者が就業調整を行う理由
　　ｃ　本法律案に検討規定が置かれている被用者保険の適用拡大の目標とその達成時期

柏倉祐司君（維新）

飲食料品に係る消費税減税により売上税額が減少する農林漁業者に対する支援
　ア　飲食料品に係る消費税減税により農林漁業者に生じる影響及び政府が農林漁業者に対して行う支援の概要
　イ　農林漁業者に対する給付等
　　ａ　給付額の算定式
　　ｂ　実施手続の簡素化及び協力を求める相手先への事務費支払いの必要性
　ウ　現場への周知徹底
　　ａ　減税について広く納得を得ること及び制度全体の周知徹底を行うことの必要性
　　ｂ　制度全体の周知徹底における地方公共団体との連携の在り方
　　ｃ　関連の予算措置に不安を感じる農林漁業者に向けた財務大臣の積極的なメッセージ

村岡敏英君（国民）

（１）　政府備蓄米の保管期間短縮に係る検討状況
（２）　飲食料品に係る消費税減税により売上税額が減少する農家に対する支援
　ア　売上税額が減少する農家に対する給付
　　ａ　農家による申請の時期及び必要な書類並びに給付事務に協力を求める相手先
　　ｂ　農家の納得できる額とするための財源を確保することの確認
　イ　本則課税適用対象の農家に対する支援
　　ａ　資金繰り支援の在り方
　　ｂ　免税や簡易課税が適用されている農家が本則課税に移行する場合の諸費用に関する支援の在り方
　ウ　減税等の施行後に明らかになった不利益に柔軟に対応する意向の有無
　エ　給付事務に協力を求める相手先関係
　　ａ　農協の事務処理能力及び人員体制についての農林水産大臣の認識
　　ｂ　必要な費用は農林水産省が予算を確保することの確認
（３）　飲食料品に係る消費税減税による食料システムへの影響
　ア　減税を理由とする農産物の買いたたきへの対策の在り方
　イ　期間を限る減税を受けた消費者の行動を想定したシミュレーション実施の有無
（４）　本法律案の施行後も離農を抑止し食料安全保障を確保することについての農林水産大臣の決意

長友慎治君（国民）

飲食料品に係る消費税減税
　ア　消費税の課税期間短縮特例
　　ａ　免税事業者や課税期間を暦年等とする簡易課税事業者が減税期間に合わせて本則課税にすることの可否
　　ｂ　農家への適用件数
　　ｃ　農家に認知させる方法
　イ　外食産業対策
　　ａ　テイクアウトとの税率差拡大により外食離れが進む懸念を払拭する方法
　　ｂ　サプライチェーン全体に影響が及ぶことを念頭に置いた対応についての農林水産大臣の考え
　ウ　減税分の価格転嫁
　　ａ　食品加工業や食品製造業においてこれまで出来なかったコスト上昇分の価格転嫁を消費税減税のタイミングで行わざるを得ないと考えられていることについての農林水産大臣の認識
　　ｂ　減税分がそのまま価格に反映されることに疑念がある中で消費税減税を実施する妥当性

牧野俊一君（参政）

（１）　飲食料品の消費税率引下げが外食産業に及ぼす影響の把握体制
　ア　税率引下げ前における調査に必要な予算及び人員の確保状況
　イ　税率引下げ後における売上げや消費者行動の変化を把握するための情報収集の方法及び必要な予算措置・人員配置の見込み
（２）　消費税率引下げに伴う仕入価格低下の恩恵を受けるとの誤解に基づくＳＮＳ上の値下げ要求等により外食事業者が追い込まれることを防ぐための対策
（３）　外食事業者に対する支援策の早期実施

ア　令和９年４月１日の消費税率引下げ開始時に直ちに支援策を実施するための準備状況及び年度内の準備に必要な予算の確保状況
イ　令和９年４月１日から支援策を実施できる体制を整備する方針の確認
ウ　補正予算の編成により無利子・無担保・無保証の融資制度を設け、令和９年４月を待たずに審査や契約等の準備に着手できるようにする必要性

（４）　簡易課税事業者の農林漁業者に対する給付金
ア　給付額の算定に用いる売上高の対象期間
イ　不正受給の防止策及び不正受給が生じた場合の対応

林拓海君（みらい）

農林漁業者への影響
ア　消費税減税分の販売価格への反映に係る影響及びその影響を制度策定までに公表する考えの有無
イ　２年間の減税期間で生じる影響、その影響の全てが給付の対象となるか否かの確認、給付の始期及び終期並びに各年度の予算で措置する必要性
ウ　農林漁業者に対して概算払いなどによる迅速な支援を行う必要性
エ　財務省として減税効果の検証を行う考えの有無、減税の成果目標及び考慮する指標並びに当該指標を減税前に示す必要性
オ　本法律案に基づく政策による離農者の増減を測るための指標設定の在り方

河村たかし君（無）

（１）　２年間限定の複雑な制度が農林漁業者に負担を強いることに対する農林水産大臣の見解
（２）　農林漁業者は本則課税に移行する必要がない制度にすべきとの考えに対する農林水産大臣の見解
（３）　農林漁業者のために財政的な制約なく支援すべきとの考えに対する農林水産大臣の見解
（４）　日本の農林水産業に対する農林水産大臣の所感